

## 地球温暖化問題は急迫・深刻化

### 1. 地球温暖化対策は待ったなし。

- (1) 地球温暖化が進行し、影響が顕在化。  
「氷河の後退」、「熱帯性の病害虫の北上」、「異常気象の頻発」、「海面上昇」等
- (2) 早く対策を打たなければ、巨額の投資を要し、効果が減少。  
「今、行動を起こさなければ、被害損失は最悪GDP20%に上る。」  
(2006年10月 英国財務省実施「スターン・レビュー」)

### 2. 京都議定書の第一約束期間を目前に控え、目標達成が極めて厳しい。

- (1) 温室効果ガス排出量は増加の一途（基準年度比で8.1%増）。今後14%以上削減する必要。
- (2) 目標達成計画の進捗ははかばかしくない。  
(業務、家庭部門からの排出が著しく増加。)
- (3) 森林吸収源対策については、財源の目処がたっていない。

### 3. このままでは、外交カードを失い、国益を損なう。

- (1) 2008年には日本でG8が開催され、ポスト京都の枠組みに関する議論が佳境に入るなかで、国際公約の実現がなされなければ、我が国に対する信頼は失墜。
- (2) 京都議定書の目標を達成できない場合は、不達成分の1.3倍が排出削減義務に加算される。

# 地球温暖化対策のための税制のグリーン化

平成20年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、地球温暖化対策を加速するため、税制のグリーン化を総合的に進める。

## 1. 環境税

国民・事業者の行動を環境負荷の小さなものへと変え、また、地球温暖化対策の安定的財源を確保するため、環境税の創設等、必要な税制上の措置を講ずること。

## 2. 道路特定財源

行政改革推進法（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律）に基づき、環境への影響に配慮し、エネルギー課税等環境負荷に関連する諸税の税率（暫定税率を含む。）の水準を維持すること。

また、道路特定財源の見直しの具体案の策定に際しては、一般財源化を図ることを前提に、その財源の一部を地球温暖化対策にも充てること。

## 3. 個別税制のグリーン化

- ・ バイオ燃料関連税制の創設
- ・ 省エネ住宅・建築物促進税制の創設
- ・ 環境産業向けファンド税制の創設                      など

## 1. 環境税

環境税は国民の意識改革を促し、同時に経済の活性化と対策技術の向上をもたらすもの。単なる増税ではない。

### 1. 2008年を目前に控え、早急に対策を加速するため、

- (1) 二酸化炭素の排出に課税し、広く国民各層の意識改革を促す。
- (2) 排出量の伸びの著しい業務・家庭部門での対策を大幅に強化し、産業・運輸部門の対策の着実な進展を促す。
- (3) 森林吸収源の財源を確保する。

### 2. 具体の設計に当たっては、

- (1) 課税による影響に対し一定の配慮を加え、国際競争力の維持、中小企業等の負担軽減を図る。
- (2) 省エネ製品や新エネ技術の普及拡販を通じて、家庭を中心に国民経済に税収を還元することにより経済の活性化に資するものとする。



ガソリン、軽油等については、当分の間適用を停止。  
個別企業の申告課税については、  
ア．十分な削減努力をした事業者は、8割の課税軽減（去年は5～6割）。  
イ．鉄鋼原料用の石炭、コークス等は免税。  
ウ．大口事業者に限り、中小企業者は対象外  
省エネ家電、住宅・建築物の省エネ設備や低燃費自動車に係る買換促進のための減税等。  
森林吸収源の財源を確保する。

# 地球温暖化対策のための税制のグリーン化の一環としての環境税

課税の仕組み	<p>家庭・オフィス：          ・灯油、<b>ガソリン</b>、LPG（上流で課税）</p> <p>工場等：          ・石炭、重油、<b>軽油</b>、天然ガス、<b>ジェット燃料</b>（大口排出者による申告納税）</p> <p>家庭・オフィス・工場等：          ・電気、都市ガスに関しては、発電・ガス事業者が用いる化石燃料に対して課税</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px;">当分の間、適用を停止する。</p>
税率・税収額	<p>税率：2,400円/炭素トン 税収額：約3,600億円</p> <p>家計の負担：世帯当たり年間約2,000円(月額約170円)</p>
軽減措置	<p>国際競争力の確保や 排出削減努力の奨励促進等のため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大口排出事業者において、削減努力をした場合は、8割軽減 (昨年案は5割軽減であったが、大口排出者の削減努力を一層促進)</li> <li>・鉄鋼等製造用の石炭、コークス等は免税</li> <li>・灯油について5割の軽減</li> </ul> <p>* 重油は、大口排出者の申告納税であり、漁船用燃料使用は免除</p>
用途	<p>一般財源</p> <p>(税収を、森林吸収源対策及び、省エネ家電、住宅・建築物の省エネ設備や低燃費自動車に係る買換促進のための減税等に重点的に充てる。)</p> <p>税収の一部を地方の地球温暖化対策に充てるため、地方公共団体へ譲与</p>
実施時期	平成20年1月

環境税の創設に加え、温暖化対策の観点から、行政改革推進法に基づき、環境への影響に配慮し、エネルギー課税等環境負荷に関連する諸税の税率(暫定税率を含む。)の水準を維持すること。また、道路特定財源の見直しの具体案の策定に際しては、一般財源化を図ることを前提に、その財源の一部を地球温暖化対策にも充てること及び個別税制のグリーン化も併せて要望。

## 2. 道路特定財源

1. 行政改革推進法(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律)に基づき、環境への影響に配慮し、エネルギー課税等環境負荷に関連する諸税の税率(暫定税率を含む。)の水準を維持すること。
2. また、道路特定財源の見直しの具体案の策定に際しては、一般財源化を図ることを前提に、その財源の一部を地球温暖化対策にも充てること。

### 行政改革推進法(抄)(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律)(平成18年法律第47号)

(道路整備特別会計等の見直し)

#### 第二十条

- 3 特定の税の収入額(これに相当する額を含む。以下この項において同じ。)の全部又は一部を道路に関する費用の財源に充てる制度(以下この項において「特定財源制度」という。)については、国の財政状況の悪化をもたらさないよう十分に配慮しつつ、特定財源制度に係る税の収入額の使途の在り方について、納税者の理解を得られるよう、次の基本方針により、見直しを行うものとする。
  - 一 道路の整備は、これに対する需要を踏まえ、その必要性を見極めつつ、計画的に進めるものとする。この場合において、道路の整備に係る歳出については、一層の重点化及び効率化を図るものとする。
  - 二 特定財源制度に係る税については、厳しい財政状況にかんがみ、及び環境への影響に配慮し、平成十七年十二月における税率の水準を維持するものとする。
  - 三 特定財源制度に係る税の収入額については、一般財源化を図ることを前提とし、平成十九年度以降の歳出及び歳入の在り方の関する検討と併せて、納税者の理解を得つつ、具体的な改正の案を作成するものとする。

### 3. 個別税制のグリーン化

#### 1. バイオ燃料関連税制の創設

バイオエタノールに係る揮発油税の非課税、バイオディーゼルに係る軽油引取税の非課税により大幅な運輸部門の排出低減を図る。

米国、欧州、ブラジルにおいては、バイオエタノール導入促進のための税制優遇措置が講じられている。

#### 2. 省エネ住宅・建築物促進税制の創設

省エネ基準を満たす住宅・建築物の新築購入や省エネリフォームに係る所得税や固定資産税の優遇措置により業務・家庭部門の排出低減を図る。

#### 3. 環境産業向けファンド税制の創設

環境産業向けファンドへ投資した場合に、所得税等を優遇する。市民風車など地域ぐるみで地球温暖化対策を進めるエコファンドの育成を図る。